

【委員会記録】

岡委員長

ただいまから環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてでございます。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりでございます。理事者において説明または報告すべき事項があればこれを受けたいと思います。

【説明、報告事項】なし

妹尾県民環境部長

おはようございます。

理事者において説明または報告すべき事項はございません。

よろしく願います。

岡委員長

それでは、ただいまから質疑に入ります。

森本委員

神山・上勝で30日と1日に地元の説明会が行われました風力発電所の、徳島新聞にも若干そのときの様子が書かれておりましたけれども。私も現地でいらっしゃる方にたくさんメールとかで刻々と情報を知らせていただいたんですけど、そもそも風力発電の計画そのものを県が把握している限りの段階でいいので願います。

島尾自然エネルギー推進担当室長

現在、上勝町、神山町にまたがる稜線沿いに計画されております、風力発電施設の設置の計画でございますが、設置は株式会社ユーラスエナジーホールディングスが徳島県上勝町・神山町ウィンドファーム設置計画ということで、計画されています。総出力につきましては最大6万キロワット、出力1,300から3,000キロワットの風車を20基設置する予定と聞いております。運転の開始でございますけれども、平成30年の予定ということで、現在、環境影響評価の方法書の手続が行われておるところでございます。以上でございます。

森本委員

20基で6万キロワットというのは相当大きな規模です。総面積にしても相当な範囲、神山から上勝の森林にかけて伐採されて、この風力発電所になるんじゃないかなと思います。20基分の面積でいうと、山林どのくらいにわたりますか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

申しわけありません。森林の面積等につきましては、現時点で把握いたしていません。

森本委員

開発においてどのくらいの山林伐採が行われて、開拓されるのかというのは非常に大事な問題なんで、また後ほどお知らせいただいたらなと思います。後ほど、きょう中でもね。計算したらわかると思うんで、それがこのユーラスエナジーに御連絡いただいて、ちゃんと把握していただきたいと思います。

もちろん民間企業、東京電力の株が40%を占める民間企業なんですけども、たちまち民間企業がこの徳島県の山林に風力発電所を設けるということについて、法的にどういう手続をとったらよろしいでしょうか。この地元市町村と、そしてまた徳島県との関係。山買ったけん、勝手につくっていいわけじゃないと思うんですよね。もちろん環境影響評価があるんですけど。それ以外にどういうことがございますか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

今後事業をされる上での法的な手続と県の関係についての御質問でございますが、まず工事着工までに県ではございませんけれども、電気事業法に基づく工事計画届出等を原子力安全・保安院に提出する必要があります。また事業区域、実施区域内には森林でありますとか、保安林、県立の自然公園がございますことから、今後決定いたします設置箇所とか、あるいは工事内容によりましては、県への届出や許可などを得る必要が出てこようかと思えます。また今後の事業の内容によりましては、それ以外の手続も出てこようかと考えております。

森本委員

環境影響評価なんですけれども、これは具体的にはどういう部分を一番重要視していくんですか。

井上自然環境室長

環境影響評価につきまして、一番大事なところをどのようにしてチェックしていくかという御質問でございます。

まず、これまでの事業者の環境影響評価関係の手続等なんですけども、事業者の自主的な取り組みとして、環境影響評価の手続が進められておりまして、上勝町、神山町、佐那河内村の各役場及びホームページにおいて平成24年3月30日から5月1日にかけて、方法書、これはこれから行う環境アセスメントの方法を伝えるものですが、方法書の縦覧が行われまして、あわせて方法書に対する住民や市町村長からの意見の受け付けが平成24年3月30日から5月15日に行われております。

また風力発電所につきましては、これまで環境影響評価法の対象事業ではありませんでしたが、関係法令の改正に伴い、出力1万キロワット以上の風力発電所が本年10月から対象事業に加わることとなっております。それで、法改正に伴う経過措置により法アセスへの移行が承認されましたら、今後は環境影響評価法に基づき手続が進められ、県は準備書、これは環境アセスメントの結果を伝えるものでございますが、準備書の段階から知事意見を求められることとなります。

それで環境影響の中で重要な項目といたしましては、風車への衝突、バードストライクを初めとする鳥類への影響、主要な眺望点からの景観への影響、施設稼働時の騒音、低周波音等についてが重要だと考えておりますが、これらも事業者の方法書の中で今後調査するというふうに聞いております。以上でございます。

森本委員

全国でやっぱり問題になっているのは鳥への影響。鳥の衝突死、それと環境。これ医学的根拠がはっきりわからないんだけど、周辺住民に頭痛がするとか、鶏が卵を産まなくなったというのが一番顕著な例としてよく挙げられております。あと体調の悪化というの。これら全て精神的な問題も多々あると思いますけれども、低周波の問題というの非常に絡んでいるということもお聞きました。

今、環境アセス、県としてのかかわりの仕方というのを聞いたんですけど、大体業者任せみたいな感じですね。あんまり県の環境当局も今回の風力発電、風車のことについて、まだまだ勉強が足りんのじゃないかなというのが、ちょっとしたやりとりだけで痛感をしたんですけど、これ結果的に環境アセスさえ通ったら、だれでもつくれるもんなんですか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

先ほど手続のところでも申し上げましたように、法律上の手続といたしましては、工事計画等届出を原子力安全・保安院に提出するということとなります。そのほかの事業の許認可等につきましては、事業を進めるに当たりまして、法的な手続とか必要な許認可等が当然発生してくるかと考えております。県といたしましては、当然県として権限を持っている部分におきましては、十分所管の官庁として対応していくということで、環境首都課といたしましては、個々の業務は所管しておりませんが、そういった権限を有する関係部局等々と連携を密にしていきたいと思います。

森本委員

30日、1日の説明会のお話を現地で参加していた皆さんからたくさん御連絡をいただいたんですけど、一番多かったのがいろんな質疑応答を業者としたらいいんですけど、具体的な返事が全くないと。また検討します、後ほどお答えしますと。地元の方の神山、上勝、佐那河内の皆さんの一番の疑問にきちんと答えてくれることがなかったと。県のほうでもやっぱりそれなりに事業者への対応はできないんですかというお話をたくさん御連絡いただいたところであります。これからかわってくるのは、佐那河内にできた風力発電、皆さん御存じと思うんですけど、1基当たりのコンクリート土台なんかでも相当な分量なんですよ。土台そのものが大きなビル建てるぐらいの土台を構えなければならない。そんな中で上勝、神山の水道水が全て地下水でありまして、地下水への影響、あるいは濁水の影響が出てくるんじゃないかと、そんな疑問もたくさん住民の方から出たと聞いております。また、北海道を初め先進県なんかでもやっぱり問題に出てるのが、地下水への影響。相当深く掘り込むらしい、土台そのものを。神山と一緒に台風で吹き飛んだのがありましたけど、それぐらい頑丈につくるのが風力発電の風車になりまして、20基となると環境に及ぼす影響というのは、先ほど言った低周波とか、鶏じゃなくて、山そのものに対する影響というのは相当すごいんじゃないかと思うので。森林に及ぼす影響という面からも、私は何らか県として今後かわっていかねばならないんじ

やないかなと。業者と地元、町村任せでは、とてもでないけど、地元の皆さんの不安の声にはお答えできないんじゃないかと思います。建設そのものについて森林との絡みから、いかがでありますか。

大和森林整備課長

風力発電所が予定されております上勝町と神山町の町境付近につきましては、水源涵養保安林または土砂流出防備保安林に指定されておまして、保安林を森林以外に転用する場合は、保安林を解除する必要があります。保安林は制度の趣旨からいたしまして、森林以外の用途の転用を抑制すべきものではございますが、森林の公益的機能が確保されるよう国の定める要件を満たす場合は、保安林を解除することができることとなっております。計画の基本的な位置とか、規模がまだ把握できておりませんので、詳しく判断できませんけれども、今後情報収集に努めまして、必要に応じて協議を進めてまいりたいと考えております。

森本委員

ということは、計画はあくまで民間業者の開発計画なんですけども、今後の計画によっては保安林の解除という話も当然出てきて、県が認可を下すということなんですか。

大和森林整備課長

ちょうど町境の尾根付近につきましては、全体的に水源涵養保安林と土砂流出防備保安林でございまして、それ以外の森林はございませんので、開発をする場合は、保安林の解除をまずしていただいて、ということになります。

森本委員

それなりの役割を担っている保安林でありますから、風力発電の開発に対してきちんと受け入れの申し入れがあった場合は対応をしていただきたいなと思います。なぜ地元の方が不安になるかという話もたくさん聞いたんですけど、やっぱり業者とのやりとり、業者がきちんと説明をしないというような話が一番多かったです。不安を抱えてる方がいっぱいおるんですけども、何十種類も。その不安の声に対してユースエナジー、この会社の担当者がきちんと答えてくれなかったという話が一番多かったです。だから説明会を2日間しましたけど、あくまで向こうが環境アセスを通すための一つの過程と考えているような気がしたと。そういう声が特に神山の方からたくさん寄せられております。確保だけしたんちゃうかなという。この意見書についても50通ほど会社のほうへ地元から寄せていらっしゃるようですけど、どんな意見が届いてるかというのも特に公表もなかったし、環境アセスについて風力発電の風車の安全性とかそうしたことに対して、それなりの専門家、学者の研究、あるいは調査項目というのも地元の方に知らされたようなんですけど、どこの、一体だれの学者かと、それはお名前は言えませんというような、我々からしたら信じれんようなやりとりをされたようで。こういう研究がされているからここは安全ですよという書類があったらいいんですけど、どこの大学のどこの先生が経産省のだれがっていうのは一切抜きにして、余計に不安を募らせているというようなお話をお伺いいたしました。

新しいエネルギーの方向性として、この風力発電は私は非常に大事なことだと思うし、太陽光、そしてまた

小水力あわせてやっぱり地域地域で少しずつふやしていくのが代替エネルギーの生きていく道じゃないかと思っております。その中でも一番風力発電は効力が大きいということをお聞きました。発電量とかかな。そういう意味でもね、これからやっぱりふえていく可能性が高いので、あくまで業者に一方的な仕事をさせずに、行政としてきちんとかかわって行っていただきたいと。建てられたほうは永久のものなんですよ。神山、上勝あるいは佐那河内、ここに住んでる方たちにとっては。我々にとっては遠いところの出来事であり、たまに見学に行ったらすごいなというような話だけで終わるんですけども、そこに住んでいる方たちにとったら重大な問題じゃないかなと思うんで、行政としてかかわりが、いかにも少ないなという感じがいたしました。先ほどの答弁を聞きましたけど。おそらく地元役場のほうの対応もあんまりよくないということをお聞きましたので、これから県のほうへもおそらく地元の方たちからいろんな申し入れとか、お話があるように聞いております。そうしたこともきちんと対応ができるような体制をとっていただいて、担当課としてはさらに風車そのものの研究、また環境影響評価にかかわっていくのを通じて、きちんと研究、勉強していただきたいなと思いますけれどもいかがですか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

風力発電につきましては、委員の御指摘のとおり、自立分散型社会に向けてコストでありますとか、導入量の見込みの面から、導入への期待が高いところでございます。一方におきまして、騒音でありますとか低周波音による影響、また野生生物保護や、景観保護の自然環境保全、あるいは水質といった面での課題も指摘をされているところでございます。今後の環境影響評価等の手続、それから先ほどの森林の関係でありますとか、そういった法的な手続が出てくることもございますので、関係課と連携を密にいたしまして、対応してまいりたいと考えております。

森本委員

ぜひともお願いいたします。業者さんがここでやるぞという計画を立ち上げてから、県のほう、行政としていろんな対応をするという、非常に私は遅いなと思います。そういう計画が持ち上がった段階から、行政の環境当局としての対応をよろしくお願いいたします。またたくさん地元の方から県のほうに聞きに来るんじゃないかなと思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

3.11 以後、1年4カ月がたちました。先週も東京電力が福島第一原発の事故の関連で、1号機の放射線量が事故後最大を記録したというのがニュースになっておりまして、ほとんど1、2、3とも近寄れない状態というのを現場の人から聞きました。3分から5分くらいで即死するんじゃないかなというので、作業が非常におくれているということをお聞きいたしました。徳島県としてもモニターをふやして放射線量の調査をずっと続けておりますけれども、この1年4カ月の数値的な推移を教えてくださいたいと思います。東京までは大体、日本全体の放射能の濃度というのは0.03から0.04マイクロシーベルトが事故以前の放射濃度だった、日本全体のね。今関東のほうは10倍から15倍くらいになってるし、東京の江東区と足立区なんかでは0.3から0.4になっております。徳島県は距離的に遠いんであんまり空気線量というのは今のところ出てないんじゃないかと思いますが、1年間の推移を、ちょっとぱんぱんと飛んでいいですからね。

久米環境管理課長

委員のほうから本県での大気のモニタリングの経緯ということで、御質問をいただいております。今手持ちでありますのが7月2日直近のデータでありまして、基本的にそんなに大きな変わりはないということで認識をいたしております。ちょっと場所ごとに数値を紹介させていただきます。まず徳島市におきましては、7月2日におきまして0.041 マイクロシーベルト、時間当たりということになっております。あとは単位を省略させていただきます。鳴門市におきましては0.052、美波町におきましては0.055、三好市におきましては0.060、それで近隣の高松市におきまして0.054、松山市におきまして0.050、高知市におきまして0.026、大阪で0.043、鳥取におきまして0.063、これは参考までなんですけど、事故のありました福島の結果を紹介させていただきますと、いわき市におきましては0.229、福島市におきましては0.829、会津若松市におきましては0.139ということで、やはりワンオーダーほど高いという状況でございます。年間の経緯ということでございますが、今7月2日のデータを申し上げたんですが、基本的に県におきましてはそんなに大きな数値のぶれはないということで、そういった形で推移している状況でございます。

森本委員

大体その前も0.04と徳島県でのごく平均的な数値だったんでね。それほど1年間で変わってないなと。少なくとも空中線量については安心をいたしました。高松は昔からいろんな環境の関係で、石の関係でもともと高いんでね。あんまり徳島とは比較にならないと思うんですけども、0.0台ということで。福島が0.台ということで。なぜこういう話をしたかといいますと、これも先週ニュースで、NHKで大きく取り上げられていたんですけど、千葉と茨城で家庭の掃除機のごみの中から非常に高い放射線が測定された。だから掃除の嫌いなお母さんたちが頻りに掃除機をかけるようにと、小さなお子さんがいる家は、頻りに掃除機をかけてほしいということをニュースでやっておりました。そんなわけで放射能というのは一過性のものじゃなくて蓄積するというのが一番大きな問題であります。セシウムというのは半減期もないようなものですから、少しずつ微量のものがたまって、徳島でも軒の下とか屋根のといの下に草が生えてるところとか、全然空気中とは違う、微量なものがどんどん蓄積されていくような結果が出ておりますんで、やっぱり4カ所のモニターを常に行政として監視をされて、パソコンで出してますよね、徳島県の場合は、非常に御心配なさっているお母さんもふえてますので、その点やっぱりきちんと数字を出して徳島の場合は大丈夫だと安心させてあげていただきたいなと思っておりますし、また先ほど千葉と茨城の話が出ましたけど、非常に高い地域というのは、同じエリア内でも点々とあることを聞いておりますので、この4カ所、常にデータを把握していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。終わります。

扶川委員

今、森本委員のほうから放射線の話が出ましたけど、余談ですが、福島には10回行っておまして、せんだつても飯館村で線量計出したら、1超してますね。1.1とか1.3でしたかね。どこでもそんな状態で。南相馬市の20キロ圏内小高のほうはそれなんですけど、それでも0.3台とか0.2台とかの線量でした。ああいうところで住み続けなければいけない方というのは本当に大変だなと。心配で心配でたまらないだろうと思います。そういうことを、この四国でも絶対に起こしてはならないということで、伊方原発の再稼働には私も反対

を、再稼働をさせない原告団の一人として参加しておりますが、そういう立場で考えていきたいと思っております。

それとの関係もありまして、自然エネルギーを開発するのに合わせて、この夏をどう乗り切るかが非常に大事なことはないかと。事前の委員会で議会で説明がありました、揚水発電のことについて四国電力の支店長さんが、わざわざお越しいただきまして、資料を持って、説明を受けました。基本的な原理から今の実際の容量なんかの説明を受けたんですけど、それに基づいてちょっと議論したいことがあります。揚水発電所は、四国電力の場合は本川が出力が61.5万キロワット、あと穴内が1.3とか1.2とか4.7で、ほとんどが本川の揚水発電所で能力を持っておると。この60万キロワットというのは非常に大きな能力ですね。橋の石炭火力で老朽化してるのが30万キロワットですからその2倍もあると。これを有効に使うと、もしかするとピーク時カットなんか役に立つんじゃないかと聞いてみたんですけど、結論としては、既に四国の場合は目いっぱい揚水発電の能力は現時点で見込んでいます。46万キロワットぐらいの供給力を得られるということで、既に見込んでいたということでした。本川の場合どんなふうにするのかという説明を受けたんですけど、要は夜間の使わない時間帯にくみ上げておいて、使う時間にその分を落とすわけですね。この試算では10時間半、60キロワットで揚水発電をします。ただしこれは効率が悪いので、0.69の効率を掛けますと、630万キロワット掛ける0.69で435万キロワットの水が上がるそうです。これを9.5時間かけて昼間落としていくとこんなことになります。この60万キロワットのポンプを目いっぱい使ってるから、これ以上上げようがないわけですね。だからこれが最大の今の揚水の能力だという説明でした。よくわかりましたが、問題は、この上の池の能力。これが840万キロワット分の池の能力があるそうです。ということは、この容量自体は十分あるんです。そのポンプをもうちょっと、出力上げてやると435万キロワットじゃなくて最大800万キロワットぐらいまで水をためることができるわけですよ。これは物すごく大きいと思いますね。当然すぐ設備投資することはできませんから、この夏に役に立ちませんが、将来原発のことを考える、来年以降、再来年以降、節電をどこまでしなければいけないかというのを考えていくのに非常に大きな要素ではないかと思っております。30万キロワット掛ける2のポンプがありますけど、仮にもう1基30万キロワットのポンプをつくって、上げる仕組みをつくってやれば、それだけでピーク時の心配がなくなるんじゃないかと。そういうふうに思います。どのくらいお金がかかるものなのか資料をくれということで、またお願いしてあります。仮にこのポンプをつくるのに10億円かかったとしても、これは四国全体の電力の安全保障と考えると安いもんですよ。こういうこともこれから真剣に検討いただいて、県としても十分勉強していただいて、四国電力との話し合いの中で、今後その可能性を探っていただきたいと私は思います。この件についてどのようにお考えか教えてください。

市原環境首都課長

扶川委員さんのほうからダム発電による電力の供給の活用について考えてはどうかというふうな御質問をいただきました。おっしゃるように、たちまちポンプアップをするいろんな能力の向上でありますとか、それから配管の強化。これはかなりの土地と期間が必要になってこようかと思っております。また上池のほうの容量なんですけれども、現在ダムの有効貯水量は510万立方メートルあるというふうにも聞いております。委員がおっしゃるように、現在揚水発電については穴内川、大森川、陰平、それから本川4カ所ございまして、全部で約61万5,000キロワットの設備上の能力を持っておるというふうにも聞いておりますけれども、夜間のくみ上げの制限、それからパイプのくみ上げる配管の大きさの制限等で現在、四国電力のほうで供給力に見込んでお

りますのは、4カ所あわせまして52万キロワットというふうにお伺いしております。もちろん瞬間的にしばらくの間、上池のほうに水をためて、瞬間的に設備能力分の電力を発揮することも可能であるというふうに聞いておりますけれども、この供給力の見込みの中では、安定的に供給できる電力量ということで52万キロワットを見込んでおります。ただ将来的にかなり拡充をするということにつきましては、四国電力さんのほうでどういった今後の電力の確保をしていくのか、それからその効果、費用に見合った有効な活用ができるのか、いろいろ課題もございますので、四国電力さんのほうにはそういった旨をお伝えいたしまして、県のほうとしては四国電力さんの意向を今後確認したいというふうを考えております。以上です。

扶川委員

既にある貯水池の水を上げるだけですから、新たなダムをつくるわけじゃないんで、環境破壊が起こるわけでもない。何個かある配管が私はどうなっているのかよくわかりませんが、それを増設するだけで済むのであれば、何十億かかっても安いもんですよ。ぜひ積極的に進めたらどうかと私は思うので、働きかけ、意見を聞いていただきたいと思います。関西電力の場合は、当初は揚水発電の活用効果を見込んでなかったために、15%が5%になったんですが、物すごく節電の電力不足の数字が変わってきました。それくらい大きな影響があるんですね、揚水発電の力というのは。今後十分に研究をすべきだということを主張したいと思います。

それからついでに、自然エネルギーの関係をさきに申し上げます。環境首都課あるいは自然エネルギー推進担当として、今後この再生可能エネルギーをどのような形で、どのくらい開発していくのか、あるいは開発できる可能性がどのくらいあるのか。前に1回大ざっぱな、物すごく大きな数字を発表されたことがありますよね。可能性と目標についてどのようにお考えか教えてください。

島尾自然エネルギー推進担当室長

自然エネルギーに向けた目標の設定についての御質問をいただいております。東日本大震災を契機といたしまして、エネルギーの地産地消や、災害に強い自立分散型エネルギー社会の構築が求められていますことから、本県に豊富に存在いたします自然エネルギー資源を最大限に活用し、県民、事業者、行政等が一体となって、本県への自然エネルギー導入を推進していくために、平成24年3月に自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定したところでございます。自然エネルギー普及拡大を目的といたします再生可能エネルギー特別措置法が、平成27年までの施行後3年間を促進期間として、設定しているところで、本県におきましても、集中的な施策展開を図るため、戦略の期間を平成24年度から平成26年度の3年間にしているところでございます。戦略の目的でございます、自然エネルギー立県とくしまの実現のため、地域に存在する自然エネルギー資源を最大限に活用し、4つの視点、メガソーラーなどの誘致、家庭や事業所への普及促進、自然エネルギーを生かした地域活性化、災害に強いまちづくりのプロジェクトを設定、戦略を推進しているところでございます。さらにこの4つの視点から、目指すべき姿を当面の目標として明らかにしているところで、例えばメガソーラー等の大規模発電所が県内各地に立地、全国有数の自然エネルギー導入先進地域になっているといった姿を書いてございます。こういった目指すべき姿を目標といたしまして、戦略全体といたしましては、より多くの自然エネルギー導入を図るというスタンスで取り組んでいるところでございまして、具体の

数値目標につきましては、推進戦略の中には明記してございませんが、ほかの県の計画等との整合性を図るために、県のオンリーワン行動計画でありますとか、地球温暖化対策推進計画において、自然エネルギーの導入に関する数値目標を掲げた施策については、推進戦略プロジェクトに盛り込むことといたしまして、このような施策につきましては、設定されております数値目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

ちょっと最後のほうの数字の関係がよくわかりませんでした。要は自然エネルギー、再生可能エネルギーを一体どのくらい開発していくのか明確な目標を持ってほしいということなんです。それで節電のこととか、原発動かす動かさないにかかわってくる大事な問題なんで、例えば先ほど議論があった神山の6万というのはかなり大きな数字で、こういうものを積み上げていくと、危ない原発に頼らなくてもいい仕組みが絶対できると思うんです。どうして数字を設定しないのか、あるいは他の計画の中に設定されてる数字というのがあれば、それも紹介していただきたいと思います。

島尾自然エネルギー推進担当室長

県の他の計画で申し上げますと、地球温暖化対策推進計画、県のオンリーワン行動計画におきまして、例えばメガソーラー、小水力発電施設の平成26年度までの導入、あるいは家庭におきます太陽光発電導入について平成26年度までに1万3,000台。電気自動車の充電スタンドの設置数を平成26年度までに8カ所とといった目標を掲げているところでございます。こういった自然エネルギーの導入に関する数値目標を掲げた施策につきましては、戦略プロジェクトに盛り込んでおりまして、目標の達成に向け取り組むことで、自然エネルギー立県とくしまの実現を目指していくこととしております。3年間より多くの自然エネルギーの導入を図るという姿勢で戦略に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

扶川委員

端的にお聞きしますけど、26年度までに風力、太陽光、小水力、そのあたりはどれだけの目標になっておるんですか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

先ほど申し上げましたように、導入量ということではなくて、あくまでも誘致ということであつたところ、メガソーラー、小水力につきましては26年度までの導入としておるところでございます。

扶川委員

要は、積み上げた数字がないということです。これではよろしくないんじゃないかと私は思います。やっぱり自然エネルギーで26年度までにこれだけやるんだということがないんだつたら、明確な数字を持って、それを達成したときにどうなったと。節電がどう影響するかとか、原発にどう影響するかとか。それから火力の点

検時期おくらせてますけど、それこそどう影響するかとか全部かかわってくると思うんですよ。そういうことでよろしいですか。数字は設けないんですか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

自然エネルギーにつきましては、永続的に利用が可能で、二酸化炭素の排出がほとんどないなど、地球温暖化防止に有効なエネルギーでございます。一方におきまして、安定性に欠けるでありますとか、導入コストが高いといった現状もあるところでございます。平成 24 年 7 月から再生可能エネルギーによる発電の全量固定価格買取制度がスタートしたところでございまして、発電源としての自然エネルギーの利用については期待が高まっているところでございます。日本におけます自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの総発電力量に占める割合でございますけれども、2010 年度におきましては 11%でございまして、その内訳は水力が 8%、風力が 0.4%、太陽光が 0.3%、地熱 0.2%となっているところでございます。現在国におきましては、自然エネルギーを含めたエネルギー政策全体につきまして、抜本的な見直しと検討が進められているところで、県といたしましてはこういった動向を注視してまいりたいというふうを考えてございます。

扶川委員

目標をはっきり掲げてしまうと、国が別の方向にかじ切ったときに困ってしまうんじゃないかと心配しているように聞こえましたけど。県として、自然エネルギー中心にやっていくんだと。北海道稚内市でしたか、風力で 80%も既に市内の電力を賄っている自治体もありますよね。やる気になればかなりの自然エネルギーの活用が可能なのわけでしょ。そのやる気が問われるんだと思います。今この全体の数値目標を掲げてない、目標を設定していないということ自体がやる気にかかわる問題じゃないかと私は思います。残念です。ぜひ設けていただきたいと思います。

もう少し細かな話になりますが、具体的に徳島県の施設について、屋上とか駐車場の屋根とかの太陽光パネルの設置、可能性というのはどの程度調査をされていますか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

県の施設への太陽光パネル等の設置についての御質問でございます。東日本大震災を契機といたしまして、自然エネルギーへの期待が高まる中、平成 23 年 8 月に再生可能エネルギー特別措置法が成立し、平成 24 年 7 月 1 日から電力の固定価格買取制度がスタートしたところでございます。これを契機に県内でも自然エネルギーの導入に向けた動きが活発になっておりまして、民間事業者におきまして、県有地でありますとか民有地でのメガソーラー等の立地が進められているところでございます。また県といたしましても企業局によるメガソーラー事業への参入が公表されたところでございます。県有施設への自然エネルギーの導入につきましては、これまで国の地域グリーンニューディール基金などを活用いたしまして、太陽光発電設備や、リチウムイオン蓄電池の導入が図られてきたところで、地域グリーンニューディール基金を活用した事業、平成 21 年度から 23 年度まででございますが、県の 10 施設に太陽光などの導入が図られているところでございます。また今議会に補正予算をお願いをいたしております、再生可能エネルギー等導入推進基金事業は県、市町村の防災拠点等に太陽光発電と蓄電池をセットで導入することで、防災拠点機能の強化を図ることを

目的といたしておりまして、こういった事業を進めることで今後の県施設への太陽光発電の導入が図られていこうと考えております。

御質問の県施設一般の屋上への太陽光パネルの設置についてでございますけれども、県の施設につきましては、施設ごとに所管部局が決まっているところでございまして、それぞれの部局におきまして管理が行われているところでございます。屋上の活用につきましても、施設全体の管理の中で各所管部局において検討されるべきものであると考えてございまして、県有施設への導入の可能性につきましては把握いたしておりません。私ども環境首都課といたしましては、先ほど申し上げました再生可能エネルギー等導入推進基金事業におけます、庁内の要望等も十分お聞きをしまいいりまして、本事業を活用して県有施設への太陽光発電施設等の設置を推進してまいりたいと考えております。以上です。

扶川委員

全体はそれぞれの部局で考えることで、全体は把握してないということですね。逆に言えば基金事業とか予算の枠が決まっているから、可能性はあつちもこつちもあるけども、調べるまでもなく予算があれば幾らでもつけるところがあるよという話に聞こえます。事実そうだと思います。例えば私の地元にある総合教育センターにも太陽光発電がありますけど、一部ですけど。全部つけたら相当効果があるだろうと思うんですけど。公の施設が率先して、太陽光発電をつけていく。節電も大事ですけど、電気をおてんとうさんから得ると。それでピーク時カットに起用していくのも可能なんじゃないかと思います。もうちょっと積極的にやっていただきたい。

お尋ねしたいんですけど、全体の可能性というのを一度調査してみてもどうかと。こんなお考えはないですか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

環境首都課は自然エネルギーについての企画調整をしているところでございまして、グリーンニューディール基金、事業など自然エネルギー導入に向けた事業も所管いたしております。また国等の支援制度の周知にも取り組んでいるところでございます。

御質問の太陽光パネルをみずから管理する施設に導入するかどうか、あるいはそもそも設置できるかどうかなどの検討につきましては、施設の性格とか導入の目的、あるいは必要性、導入可能な規模とか日照条件、導入に要する経費、事業効果等々のさまざまな観点から所管部局においてなされるべきと考えておりまして、環境首都課として県有施設一般につきまして御質問のような対応を図る予定はございません。なお各部局から自然エネルギーの導入につきまして御相談等があれば、環境部門として、これまでと同様に誠実に対応したいと考えています。

扶川委員

各部局が全部把握してくれたら足すだけでいいんですから。じゃあ聞きますけど、教育委員会は、高校のほうは今のくらい設置されてるかというのは別の委員会で聞きましたけど、文教のほうで。例えば小中学校のほうの全体を把握されてますか。

前田学校政策課長

市町村立の小中学校における状況でございますけど、平成 24 年度 4 月の時点で 18 市町村 71 校におきまして太陽光発電が設置されている状況です。

扶川委員

71 校というのは全体の学校数でいうと、どのくらいの割合なんですか。

前田学校政策課長

学校数は小学校、中学校を合わせまして 329 校でございますので、そのうちの 71 校でございますので、約 5 割弱という状況でございます。

扶川委員

171 なんですか。

前田学校政策課長

失礼しました。71 校が太陽光発電が設置されておまして、181 校が小学校、中学校ですので 4 割程度でございます。

扶川委員

そうすると、教材的に小さいやつを設置してるのが多いでしょ。本格的に学校の屋根を太陽光発電に活用した場合は、どのくらいの発電の可能性はあるか調べているんですか。

前田学校政策課長

経済的な効率性のお話かと思えますけれども、試算では各学校に例えば 20 キロワット程度の太陽光発電を導入いたしますと、1 校当たりで年間 21 万円から 26 万円程度の電気代の削減ができると。それから二酸化炭素の排出量につきましては、年間 10 から 13 トンの 1 校当たり削減ができるという試算でございます。

扶川委員

4 割を 10 割にしていく、それからちっちゃな設備をもう少し具体的な効果が得られるくらいのものでしていく。そういうことに積極的に取り組んでいただきたい。国の助成制度も当然あると思うんですけど、今後の方針を教えてください。

前田学校政策課長

今後の方針のお尋ねでございますけれども、国費におきまして、エコスクールパイロット・モデル事業というものを徳島県におきまして申請いたしまして、現在進めているところでございます。このエコスクールパイロ

ット・モデル事業につきましては、太陽光発電、それから木材利用などの材料を使いまして、県内の回収事業費に当てているところがございますけれども、このような国費を活用しまして、現在 10 校においてパイロットモデルの事業の小学校、中学校がございます。今後とも引き続きこのような国の事業を活用いたしまして、エコスクール化の対応を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

扶川委員

夏のピーク時には、節電のために部分的に教室の照明を落とすなんてことも検討する場合もあるようです、ホームページなんか見えますと。それはそれで学校の子供に環境教育する上では大事なことだと思うんですけど、やっぱりむやみに暗くすると勉強に差し支えたりするわけですから。これからクーラーの導入を進めなければいけないのに、その電力をどう確保していくかということを考えなければいけない矛盾がありますよね。この際やっぱり太陽光発電みたいなものを、これは大きな効果を一遍に期待できないかもしれないけれども、可能な限りやりつつ、一方で教育状況の整備のためにクーラーを導入していくと、両方要ると思うんですね。これはもっと積極的にやっていただきたいと思います。時間がなくて要望だけにしておきます。

それからこれも要望だけしておきますが、鳴門海峡の潮流発電です。そういうエネルギーについても勉強、研究をしていただきたい。だれがどのように研究しているのか、到達状況なんかを県として把握していますか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

潮流発電についての御質問でございます。潮流発電につきましては、世界においても実用例が少なく、国におきましても海洋エネルギー技術研究開発事業による研究開発のほか、海域利用に係るルールでありますとか、海洋に設置する構造物、機器の安全性担保のための制度の明確化などの調査、検討段階にあるところで、徳島県内におきましては、鳴門海峡におきます潮流エネルギー等のお話もあったところでございますが、私ども自然エネルギー担当といたしましては、平成 22 年度に国の緑の分権事業を活用しまして、賦存量のエネルギーの調査を行っております。これは文献による調査ということですが、その文献によりまして、流速や発電装置の設置場所などの設定条件によりまして、かなり算定値が異なっているということで、その利用につきましては技術面で今後の国等の研究でありますとか、開発が待たれるところであると考えております。県といたしましては国の動向等を研究してまいりたいと考えております。以上です。

扶川委員

徳島大学なんかもあるわけですし、地元の眠ってる資源や鳴門海峡の潮流なんか真剣に開発の可能性を探っていただきたい。これは国のほうでもいろいろ研究してるんですけど、アンテナ高くして県としても推進の方向で頑張っていたいただきたいと思います。

最後に時間の範囲内で長谷川牧場の問題をちょっとお尋ねします。事前の委員会でお尋ねしたんですが、依然としてあの場所は災害復旧工事中ということでした。災害復旧中ということになると、3,000 立米以上の土砂を搬入しても環境保全条例の知事の許可の対象にならないということですけども、今後どういう復旧形態にあるのか、どういう完成形になるのか、どこまでそれに対して工事が進んでいるのか。住民に対して全く

説明がありません。その状態がもう9カ月たち、また2カ月たち。9カ月たった時点、5月10日時点で住民の方が説明を求めて県庁まで来まして、早く教えてほしいと言ってから、それからまた2カ月たとうとしてます。もう少し県としてスピーディーな誠意ある対応をしていただきたい。復旧工事するに当たっては、安定性が保たれるような斜面の形状をつくらなければならないし、それから申し入れにもあったように町の管理している池が狭くなってるんじゃないかという指摘もあったから、それについてもちゃんとチェックしなければいけない。既に相当回数現場に入っておられると聞きましたけども、一体そういう点について具体的に牧場側から説明を受けているのか、受けていないのか。県としてどのような指導をしたのか教えてください。

久米環境管理課長

長谷川牧場の災害復旧に関します御質問でございます。まず5月9日に、地元の住民の方の陳情を受けまして、現場周辺の調査を15回ほど実施いたしております。その結果、やはり運搬車両の通行状況というのは、毎日100台ほどというお話をされてたんですが、そういうふうな状況は確認されておられません。それで地元からのいろいろな要望も受けまして、事業者のほうにおいて改善もされていないのかということで業者に対しても確認をいたしまして、ダンプの速度制限でありますとか、ダンプのタイヤ洗浄施設の設置、あるいは散水車の配備、防じん対策の実施、そういったものにつきましては、ある程度事業者におきましても地元の要望も取り入れて、環境対策が実施されている状況と聞いております。最終的な災害復旧の姿ということなんですが、6月29日に現場のほうに入りまして、現場のほうを確認したんですが、やはり応急的な土どめ工事ということで、最低限のことはされてるんですが、まだ牧場側ののり面ということについては不十分という状況でございます。それで事業者と、最終的な、こういったところを終点にしてるのかというので、それはやはり事業者としても再発防止の観点ということを踏まえて、現在業者と協議をしているという状況でございます。以上です。

扶川委員

きょうは雨降ってますからこういう状態だったらしばらくいけるんですけども、散水車を何回出してるかとか、それからタイヤの洗浄施設はちゃんと機能しているかとか、またチェックして報告いただければと思います。それからのり面がまだ不十分だということですが、不十分だと言うからには、県としてこうあるべきだと指導をなさったと思うんですけど、早く見通しを立てていただいて、先ほども森本委員さんが風力発電のことで、説明がないのが住民にとって一番苦痛だというようなお話がありましたが、これもそうなんですよ。もう11カ月が過ぎて、十分な説明がされない、完成形がいまだに1回も住民に説明されない。これは怒って当然ですよ。このあたりの県の姿勢が問われますので、早急に見通しを明らかにして、計画を立てさせて、住民に説明する。県として説明していただいてもいいし、業者のほうから説明していただくように段取りしていただいてもいいし。とにかく早急に、もう何カ月もかけることなく、1週間とか2週間のスケールでやっていただきたいんですけど、いかがですか。

久米環境管理課長

住民の方に、いろいろ具体的な説明をということでございます。我々も今業者の方とそういったあたりを十

分に詰めまして、住民の方に説明できる機会が確認できれば、そういった形で進めていきたいと考えております。

扶川委員

だから一、二週間くらいをめぐりにやってほしいんですよ。どのくらいのめどでやれますか。それだけお答えください。

久米環境管理課長

このことにつきましては、今条例の適用外ということもございまして、明確にいつというのは申し上げられません。

岩丸委員

環境に対するいろいろな取り組みの中で、環境に対応する人材育成といいますか、環境人材の育成というのも非常に重要なポイントの1つでなかろうかと思います。そういったところから、何年か前から取り組みが始まっておるとは思いますが、学校版の環境ISOについてお聞きしたいと思います。現在の状況について御説明いただきたい。

前田学校政策課長

学校版環境ISOのお尋ねでございますけど、平成16年度から始まっておりまして、平成21年度末時点ですべての県立学校において認証の取得がなされております。また平成23年度末の小学校、中学校でございますけれども、小学校は128校、中学校は49校で認証がなされておりまして、小学校につきましては65%が、中学校につきましては57%の割合で認証がされておるところでございます。

岩丸委員

私も当初、環境ISOというのがどういった、具体的などころまでわからんですけど、ISO14001というのがあると思うんですが、その流れというか、要求されていることに大体合ったようなことになっておるんでしょうか。

前田学校政策課長

委員の御指摘のとおりでございまして、学校版環境ISOにつきましては、ISO14001というところのPDCAのサイクルがございまして、まさに方針を立てまして、それから行動すると。それから点検評価のチェックと見直しのアクションというプロセスを学校版環境ISOの骨格にいたしまして、各学校におきましては、その学校における環境の教育の取り組みの企画書を提出していただいて、それにつきまして毎年度末に報告書を取りまとめ、PDCAのサイクルを進めていただくと。こういう仕組みでございまして。

岩丸委員

そういったところで進めていただくといいかなと思うんですけども、これまでいろいろやってこられたことの中で、大方21年にはすべての県立校に、また平成23年には多くの小、中学校でその認証が取得なされているみたいなんですけど、これまでで課題といいますか、今後こうしたほうがいいなというようなポイントがございましたら何点か教えていただけたらと思います。

前田学校政策課長

課題でございますけれども、このような事業に限った話ではありませんけれども、こういった取り組みを学校にお願いする際には、ある程度時間が経過しますと、どうしても特定の児童あるいは熱心な教職員の方々の取り組みにとどまってしまうということもございますので、学校全体で取り組みを進めていくということが課題かと思っております。また学校の中だけで環境教育というものを完結するのではなくて、今後は家庭や地域に広げていくという取り組みをすることが必要だと思っております。家庭と地域等への取り組みということで、今年度から新学校版環境ISOという取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

岩丸委員

わかりました。そういったことで人材育成を進めていただきたいわけではありますが、実は私も以前おりました会社のほうで、環境ISO14001を取得いたしました。そのとき中心的なことではいろいろやっておったわけですが、企業がやる場合は環境に優しい取り組みというか、環境に配慮したいろんなやり方というのを考えていくということは、当然環境ISO14001では求められておるわけではありますが、いろいろ仕事をする上での例えば電気のことであるとか、水道であったりとか、燃料であったりとか。また使用する材料であったり、仕事の手順であったりというようなことをいろいろ考えて、どうすれば環境にいいんだろうかということをしかりと考えていくことはもちろんではありますが、それをやった上で、幾ら利益を出すのかと。これが一番大切なことだということで取り組んでおりました。利益が出んような取り組みだったとしてもあんまり意味ないぞというようなことでありまして、例えばガソリンを使うんだったら、ガソリンにかわる何かを使う、何かを洗浄するんだったらその洗うもので排水を汚したりするかわりの何かを考えるという、社員全部が一丸となって考えて、そういう仕事の手順を変えてみる。その上で会社に利益が上がってくるということが一番大切だということで取り組んでおったわけではありますが、学校でやる上で利益というのは非常に難しいと思っておりますが、学校版に当てはめてみますとやっぱり児童、生徒の環境への思いを持った人間をいかにたくさん養成、人材育成するかということになろうかと思っておりますので、ぜひそういった観点も含めて今後ともやっていただきたいというふうに思います。

またそれとやや似たことで、先ほど来、扶川委員のほうからも話が出ておりましたが、学校ゼロエネルギー化ということについて、お伺いしたいと思います。特に最近学校ゼロエネルギー化という検討が始まったというのを新聞等で見たことあるんですけど、これの概要というのはどういうふうになっておるのか、説明をお願いいたします。

前田学校政策課長

学校のゼロエネルギー化についての御質問でございますけれども、まずゼロエネルギー化という言葉の定義でございますが、エネルギーの消費量を減らす省エネでございます。それから太陽光発電等を利用しました創エネ。エネルギーをつくるということでございますけれども、これを組み合わせて年間のエネルギー消費量を事実上ゼロとするという考え方でございます。こういう考え方にに基づきまして、文部科学省と国土交通省におきまして、まさに学校ゼロエネルギー化に対する取り組みの検討が行われまして、本年5月にその検討結果が公表されたというところでございます。中身につきましては、学校施設が児童、生徒の環境教育への観点、それから災害時の防災拠点となる施設でございますので、ゼロエネルギー化への取り組みを積極的に行う建築物の一つであるという提言がなされております。この報告書の中におきましては建物の高断熱化、それから自然光の利用、自然の換気、それから熱遮断をした二重サッシや高効率機器の導入でございます。それから太陽光発電。こういったことによって、年間のエネルギー消費を事実上ゼロとするものでございまして、このエネルギー化の技術につきましては、災害時における建物機能の室内環境の維持にも大変大きな貢献ができるというものとされております。また学校施設を利用して環境教育の拠点としても意味があるということございまして、今後は推進方策につきまして、国のほうでガイドラインを作成するというふうに承知してございまして、今後そのガイドライン等が出されましたら、市町村に対して積極的に趣旨の理解、各種会議を通じて啓発を行いたいというふうに考えております。

岩丸委員

非常にいい取り組みと思いますが、大変予算的にもすごいお金がかかりそうやなところではありますが、県としては今後どういうふうに対応を考えておられますか。

また、特にその中で学校施設の照明等の高効率化という観点からのLED照明等の導入についてはどのようにお考えでしょうか。

前田学校政策課長

今後のお尋ねでございますけれども、学校ゼロエネルギー化につきましては、既に学校のエコスクール化ということも本県で取り組みを進めておりまして、この学校ゼロエネルギー化にかかる予算でございますとか、施設が整備できる内容、そういうものを踏まえまして、小中学校が対象でございますので、具体的な手続について積極的な助言を行いたいというふうに考えております。

また、お尋ねのLEDでございますけれども、現在改築中の盲・聾学校におきましては、トイレの照明、これはLED照明でございまして、人感センサーによる自動点灯にしております。またLED以外にも消費電力がLEDより少なく、照度が同等でございますインバーター型の蛍光灯などがございますけれども、そういった照明器具を新築・改築を行う高等学校に順次導入しているところでございます。また個別の高校の話でございますけれども、貞光工業高校におきましては、生徒が第二種電気工事の資格を生かしまして、校舎内の照明をLED蛍光灯につけかえるという活動を行っているところでございます。

今後とも、引き続きエコスクール化の整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

岩丸委員

わかりました。いろんな省エネの観点から特にLED等につきましては本県は非常に重要な売り出しの商品でございますので、ぜひ今後ともそういったことで進めていただきたいと思います。当然のことながら、先ほど来、課長もお話しいただきましたが、学校は地域の身近な公共施設、また災害時には避難場所になる。そしてまた児童、生徒への環境教育の基本となる施設になろうかと思えます。こんなことから、ぜひ今後ともしっかりと進めていただきたいと思いますをお願いをして終わりたいと思えます。

岡委員長

午食のため休憩します。(11時51分)

岡委員長

再開します。(13時04分)

質疑を再開する前に、前田学校政策課長より答弁の訂正をしたいという申し出がありましたので、これを受けることとします。

前田学校政策課長

午前中の質疑におきまして、扶川委員より市町村立の小、中学校の太陽光発電の設置の数と割合についてお尋ねがございまして、大変失礼いたしました。割合を4割というふうに申し上げましたけど、母数の小学校、中学校の全体の数が誤ってございまして、全体283校でございます。したがって、71校で割りますと、25%、4分の1でございます。大変失礼いたしました。

岡委員長

それでは質疑を再開します。

松崎委員

委員の皆さんのところに、命の森(ふるさとの森)堤プロジェクトという資料を置かせていただいております。これについて後ほど簡単に説明させていただくことにしたいと思います。こういう考え方も、特に、震災瓦れきの処理についてあるということを私どもは勉強しておりますので、御参考に委員の皆さんにはお配りしたということで、御理解いただきたいと思います。委員長の御配慮に感謝をしておきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、事前の委員会の際に瓦れき処理の問題で御意見があったと思えます。今の県の対応でいいじゃないかというのと、いやそれだけではいかなのじゃないかと。もっと議会も真剣に考えていべきじゃないかという御指摘もあったように思えますけど。

6月15日の事前委員会で、課長のほうから、何点が挙げられて、結論的に言えば、県民が安全安心を実感できる状況に至ってないと、そういうふうに県は認識しているということが基本的なスタンスだったというふうに思うんですけど。これ世論調査をうのみにするとかそういうわけではございませんけども、一つの指標と

して、また一面では国民性みたいなことも含めて世論調査が行われていると思うんですが。日本世論調査会が1年目の世論調査で、78%が自分の住んでいる市町村への受け入れを容認するというようなことの数値が報道されていたように思います。新しくは、5月に地元新聞の調査で、県内の自治体で引き受けるべきでないかというのが、過半数近い46.5%。引き受けるべきでないというのが、28.1%というような、こういった報道があったと思うんですけど、こういった世論調査と、先ほど申し上げました県民が安心安全を実感できる状況に至っていないという県の認識とは離れた、極論じゃないのかなと思いますので、こういった公的な数字なども出ているので、このことについての見解、考え方を一つはお聞きしたい。

それと、もう一つは、2月定例会の環境対策特別委員会で我が会派の議員が質問したようですけども、知事への目安箱の県民の皆さんの投書の状況が委員会で報告されたやに聞いておるんですけども、その後の状況がどういう状況になっているのかということで、とりあえず2点お聞きをしたい。

藤川環境整備課長

ただいま松崎委員のほうから、瓦れきの受け入れにつきまして2点御質問をいただいております。

まず1点目につきましては、瓦れきの安全性というところの認識でございますけれども、このたびの東日本大震災では膨大な量の災害廃棄物が発生したところでございまして、当初、徳島県は協力できる部分は協力したいということで、国に対して協力する姿勢を表明しておったところでございます。しかしながら、現行の法体制では想定していなかった放射能ということで、放射能の震災瓦れきが発生したということで、その処理に当たりまして、国は1キロ当たり8,000ベクレルまで全国において埋立処分できるということにしたものでございます。放射性物質につきましては、封じ込め、拡散させないことが原則で、その観点から東日本大震災前は、IAEA、国際原子力機関の国際的な基準に基づきまして、放射性セシウム濃度が1キロ当たり100ベクレルを超える場合は特別な管理下におかれ、青森県の六ヶ所村などの処分場に封じ込めてきたところでございます。ところが、国におきまして、東日本大震災以後に、当初、福島県限定基準として出されました8,000ベクレル、これを……（「それを聞つきょん違う。ちゃんと答えて」と言う者あり）科学的な知見に基づく十分な説明も根拠の明示もないまま広域処理の基準に転用したということで、その後も国に対して、この8,000ベクレルの安全性について……（「全然違うこと答えよる。あんな答弁されたら困りますね。私質問したことと全然違う」と言う者あり）説明を求めてきたところでございますけれども、現在において安全安心できる情報はいただけていないというところでございます。

委員からも御質問ございました、徳島新聞の世論調査でございますけれども、委員おっしゃったように、地元市町村で引き受けるべきだとの意見が、46.5%ございました。これは県民の皆様の被災地を支援したいという強い思いがあらわれた結果と認識しております。一方で、引き受けるべきでないという意見も28.1%あり、また、わからない、無回答、これが25.4%ございました。これは、県民の間の放射能によります心配が完全には払拭されていないということで、安全安心を心から実感できる状況になっていないことを示していると思われま。

それから、2点目の目安箱についての御質問でございますけれども、3月13日から7月2日までに目安箱に寄せられた意見が全部で243件ございまして、そのうち受け入れ反対が223件、91.8%という状況になっております。以上でございます。

松崎委員

地元の新聞報道で、46.5%というのは相当高いというように思うんですが、それから全国世論調査では78%というように出ておりますけども。こんな話してもしょうがないですね。本当であれば、どの程度がどうなんだろうということをお聞きしたいんですけども、それはお聞きしてもあんまり意味のない答えが返ってくると思いますので、避けたいと思います。

目安箱の話がありました。私どものところにもメール等で匿名で、いわば抗議のメールというか、御意見をいただいたり、会派にもそれぞれいただいたりしております。それは基本的に反対だということでございまして、ちゃんと相手方がわかるような形であれば、考え方もお伝えしたいなと思うんですが、よくわからない匿名の形で同じような内容でたくさん来るとということで、この目安箱の反対意見というのも90%以上ということなんで、かなり意識的なというか、組織的な御意見もあるのではないかなということも心配をするところがございます。

もう一つは、確かに3.11の放射能事故によりまして、県民の皆さん、国民の皆さんの放射能に対する危機意識が大変高まっていると思います。これは、もう間違いないことだと思うんですけども。こんな中で、実は日曜日に検査器を持った、専門的な知識を持たれてる方と話をしておつたら、その方は、このままの状態放射能の問題を放置していたら、ゼロが一番いいということになるかどうか知りませんが、そういうことになって、正しい知識が子供たちの中に植えつけられてないと、理解されていないんじゃないかということで、中学校の科学部、そういうところへ出かけて行って、実際に空気中の線量等を調べて、そして子供たちに実は自然界の中には放射線というものがあるんですよという勉強会的なことをやられていたというようなことをお聞きしました。しかしその後、文部科学省が学校現場で正しい知識、学習を進めるという方向が出てきたようですけれども、そこら辺の内容は、県の教育委員会としてどのように進められているのか。

前田学校政策課長

委員から御指摘ございました、放射線に関する教育でございますけれども、中学校の教科書につきましては、理科の教科書において放射線の種類でございますとか、放射線の性質、それから取り扱いの留意点、大量に浴びると生物人体に異常を来すというようなことは書いています。それから震災以後でございますけれども、文部科学省から副読本が配付されてございます。これは24年度の配付でございますけれども、既に小学校、中学校、高等学校、特別支援学校すべてに、県教委としては、一人一人の児童生徒にお配りしているものでございますけれども、その中で小学校につきましては、「放射線について考えてみよう」というような副読本でございます。それから中学校につきましては、「知ることから始めよう放射線のいろいろ」ということで、中身には太古の昔から自然界に存在する放射線という項目がございます。例えば、宇宙におきましては、地上からの高度が高いほど多く受けるというようなこととすとか、大地から放射線を発出しておるといふことで、関東地方と関西地方を比べますと、関西地方のほうが年間で2割から3割ほど自然放射線量が高くなっている。関西地方は大地に放射線物質を比較的多く含む花崗岩が多く存在しているというような記述もございます。ただ、これにつきましては、自然界にある放射線ですので、人体には直ちには影響はないというようなこともあわせて書いていただいております。

このように県教委といたしましては、この副読本を既に小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に配布してはいますが、あわせて先生方の研修につきましても、昨年12月に中学校の先生を対象に放射線に関するセミナーを開催してまして、この夏には小学校、特別支援学校の先生方を対象に放射線に関するセミナーを開催することを計画しているところでございます。

松崎委員

副読本が配られているということのようですけれども、学校現場で検査する器械とか、学習することも含めてなんですが、そういうのは配置されているのか。

前田学校政策課長

放射線の測定器のお話でしたが、今現在、原子力・エネルギー教育支援事業交付金というのがございます。国費で10分の10ですけれども、現在1,000万円弱を申請しているところで、その中には放射線測定器、放射線教育を行うために必要な実験器具の購入ですとか、あと自然エネルギーを活用した発電の仕組みを理解するための装置ですとか、そういったものをこの交付金を活用しまして、申請しているところですので、この申請が通りますれば、今御指摘のような放射線測定器というものを児童、生徒でお使いいただくということになるかと思えます。

松崎委員

国の予算がつけば、買われるというようなことでございますけれども、1,000万くらいという表現がいいのかはわかりませんが、先ほど冒頭に話しました、知識を持つての方にお話ししたのは、実際に測定器でかっってみせると、そこでやっぱり知識といいますか、認識を深めていくというのが一番早い、理解もしやすいというお話もございましたので、予算がつけばということだけでなく、何とか捻出できるものならば、そういったものも含めて放射能に対するいろんな理解が深まるような形での教育現場の学習のすすめをお願いしておきたいなというふうに思います。

それから、もう一つは瓦れきの広域処理の問題でございます。これは、東日本のいわゆる災害廃棄物の特措法によって要請されたと思うんですけれども、先日ありました関西広域連合の中でも、関西広域連合としての取り組み、考え方を示されていますよね。関西広域連合とすれば、関西広域連合に参加する各府県が勝手に、それぞれの受入基準が異なっているということになりますと、混乱を招くということで、専門委員会を設けて、受け入れる場合の統一した目安値を設定して、それに基づいて、それぞれ県の事情によって自治体との連携、調整をされていくものと考えておりますと、こういう考え方が示されておるんですけれども、そもそも知事は関西広域連合の中で、それこそ旗振り役をするんだという強い決意があったんですが、この瓦れき問題については関西広域連合と一線を画しているように見受けられて、この関西広域連合の考え方について、もう一度お聞きしたいというのが1点。それから、このことを踏まえ、廃棄物処理を行う市町村等、等というのは一部事務組合なのかなという感じもしますが、また、徳島県そのもの、広域的な行政で調整役のある県も含まれるのかなということも考えられますけれども、そこら辺の自治体との連携、調整というのは考えておられてるのか、おられないのか。

藤川環境整備課長

松崎委員のほうから関西広域連合での瓦れきの広域処理の状況と、現在の徳島県の状況ということで2点御質問いただいております。

まず1点目の関西広域連合の状況についてでございますけれども、先ほど委員おっしゃられましたように、関西広域連合の専門家会議におきまして、広域処理に係る基本的な考え方ということで示されております。3月25日、第18回の関西広域連合の委員会におきまして、関西広域連合における東日本大震災の災害廃棄物処理に対する考え方ということが決定されたところでございます。

その中身といたしましては、まず1点目、対象とする災害廃棄物の種類ということで、可燃の廃棄物ということ。2点目が受け入れる災害廃棄物の目安値ということで、1キロ当たり100ベクレル。それから陸域で埋め立てる焼却灰の目安値ということで、キロ当たり2,000ベクレルというこの3点が目安として示されたところでございます。ただ、具体的な災害廃棄物の受け入れについては、この考え方に基づきまして、各府県の実情に即して判断するということとされております。

また、この関西広域連合の中で最終処分場候補として議論されておりますのは、近畿6府県、168市町村が出資しております大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆる大阪湾フェニックスでございます。本県はこの構成メンバーではございませんので、こちらのほうを処分場として使うことはできません。

現時点におきましては、この受け入れの処理を受け入れに向けて検討しておるのは、府県市でございますけれども、大阪市において具体的な手続が進められておるところでございます。先般、6月20日でございますけれども、岩手県の廃棄物3万6,000トンを受け入れるということで正式な決定をいたしまして、この秋に試験焼却をいたしまして、来年2月から受け入れるという計画をしております。兵庫県のほうで、この2,000ベクレルという基準はございましたけれども、去る5月19日、兵庫県知事でもございます広域連合の井戸連合長が、この2,000ベクレルを100ベクレル以下にするよう提案するなど、各府県の主張にも変化が出ておるところでございます。ほかの府県市についての具体的な動きについては、聞いておりません。

それから、2点目の県及び市町村の現在の状況についてでございますけれども、先般ある市町村とか、代表的な市町村と話をしたところで、現在においては焼却場のキャパの問題とか、それから住民の理解の問題とか、安全性の問題とか、いろいろ支障があるということで、現時点においては受け入れを前向きに検討している市町村はない状況でございます。以上でございます。

松崎委員

関西広域連合が時間をかけて、専門家が議論をして、金を使って結論を一定出した。しかし、徳島はそのことから全く除外されているという話でしたから、これはちょっとよく私は理解できないなというふうな。一員でありながら、埋立地の問題が別に出されましたけども、そうは言いながら関西広域連合の統一的な処理基準というのがあるわけですし、兵庫は兵庫で新たな検討をされたというようなことでございますから、徳島県も専門的な見地を持っている皆さんの御意見を行政手法としては、物すごい審議会だの委員会があって、お金もつぎ込んで審議してるんだけど、このことについては全く設置をする考え方を持っていないのか。

藤川環境整備課長

今、松崎委員のほうから専門委員会の設置などの御質問でございますけれども、今回の東日本大震災の震災瓦れきに係る広域処理につきましては、いまだかつてない放射能という問題がございます、これまで国が進めてきました放射性物質は囲い込み、封じ込めるという本来の原則に立ち返って、国のほうが客観的なデータ、また手法など科学的知見に基づきまして安全な処理基準、処理方法を確立すべきであると考えております。以上でございます。

松崎委員

これは先ほども言いましたけれども、3.11 が起きて、そして特別措置法をつくって、東北のいわゆる震災の廃棄物をみんなで何とかしようという法律の趣旨に沿ってやられているわけなんですよ。そのことはどうでもいいというか、そういうことなんですか、部長お答えください。

柏木環境総局長

やはり分かち合うとか助け合うというのは本当に大切というふうに認識しております。しかしながら、この問題につきましては、3月に県内の28市町村等にアンケートをしましたところ、やはり現状では、放射能の不安があるということに加えて、持っている焼却場の規模が小さい、だから余分に受け入れることができないというところがたくさんあります。それと、ある程度大きい焼却場を持っているところもありますけど、北のほうですけど、それをつくるときに住民との間にいろんな話がありました。ということで、よそからのものは持って来れないというのもございましたし、また阿南市におきましては、平成26年度に新しい焼却炉ができるので、そうなれば余裕があるけれども、現在では余裕がないというふうな施設の問題と、それと最終処分場が海面しかございませんので、放射能が含まれておりましたら、やはり風評被害というのが非常に心配ということとでなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

それと災害の廃棄物につきましては、初めは2,000万トンと言っていましたけど、5月の終わりくらいに約8掛けの1,600万トンへ下方修正されている。そのことと、現在岩手、宮城では仮設の焼却炉をつくってしまっていて、今動いているのもございますが、やがて31基もの焼却炉ができることになっております。そういうことで、委員がおっしゃいました県での検討委員会というのは、今の時期に設置するのはどうかなというふうに思っております。

松崎委員

専門委員会を開いて、やるかやらんかを先にありきではなしに、ちゃんとした状況把握して、そのことを県民の皆さんにも議会にもちゃんと資料とか説明をしていただかないと、最近の読者の欄はほとんど瓦れき問題がなくなりましたけど、一時賛否両論がかなり拮抗していたのを、私も切り抜いてますけども、そういうことからすると賛成する人、反対する人おるけれども、県の判断というのは、1月31日に知事が記者会見で受け入れがたいと、この路線でずっと走ってきているように思うんですね。そういうことについて、その後の検討がちゃんとしたところでなされてない、まさにオンリーワンと言わざるを得ないし、目安箱の中でたしか反対意見が多いということですけども、そういう世論も一つの物差しでしょ。しかしそれはつくられた世論かもしれな

いということも含めて、ちゃんと検討した上で、県民の皆さんにも示すっていう手法をとられたほうがいいんじゃないですかと思いますので、私の要望としては、そういうふうに言っておきたいと思います。

あと一つは、県内のあす来るかも知れませんし、あさってかも知れませんし、いつ来るかも知れないということで、三連動地震等々があるわけですが、その場合の災害廃棄物、瓦れき処理の計画の問題ですね。よくわからないんですが、災害廃棄物の処理についてという考え方をいただきましたけども、その中で例えば、海陽町の浅川でここは壊滅的な状態になると。トータル的な廃棄物は5万トンの量になるというふうに聞いておるんですが、例えば、他のところは被害がなくて、いわゆる海部美化センター、海部郡衛生処理事務組合が持たれておる清掃処理場は、一日当たり、50トン。5万トンを全部焼却するということになる、単純計算すると1,000日かかる。ほぼ3年近くかかるということになって、生活から出たごみは全く焼却なしに、それだけやってもその程度かかる。そうなってくると、多分海陽町がいかれたということになると阿南市、その他の沿岸地域も被災する。そういう状況が必ずあると思うんですけども、そういったことを想定したこの廃棄物の処理問題、考え方みたいなことを示されてるんですけども、どんなんですか。第一次集積場、第二次集積場、仮設の確保。例えば、まずは仮置き場から始まると思うんですが、そこは今現在、どの程度市町村のほうで確保されているのかどうかお聞きしたいと思います。

藤川環境整備課長

松崎委員のほうから、昨年県が実施いたしました災害廃棄物処理検討委員会における、市町村での仮置き場の状況についての御質問でございますけれども、浅川の5万トンにつきましては、浅川地区をモデルにしたシミュレーションをいたしまして、地区内の建築物、船舶、自動車すべてが津波で流された場合に、最大5万トンの廃棄物が発生するということを想定したシミュレーションでございまして、必要な仮置き場の面積が1.5ヘクタールということ想定しております、その集積場といたしまして、具体的には浅川漁協の水揚げ場ですとか、浅川港隣接の民地とかそういったものを活用して、集積をして、その後車両、大型のトラックとかユンボとかを使いまして1日580トンの処理をして、3カ月で処理を行うという、そういったシミュレーションでございまして。

ほかの市町村に対する周知でございますけれども、現在委員がおっしゃったシミュレーションでお示しをしたこの報告書を現在最終取りまとめ中でございます。

一方で、国におきまして、東日本大震災を踏まえた、災害廃棄物の指針を新たに作成するというので、その指針も踏まえながら、近々行われます市町村の廃棄物処理担当者会議などを通じて説明し、市町村に仮置き場の確保、それから初動体制のノウハウの蓄積、あるいは、災害時の空地管理システム、この作成について求めてまいりたいと思います。以上でございます。

松崎委員

正直言って、検討が遅すぎるんじゃないですかね。防災委員会でもいろんな検討が進められてると思うんですが、今環境のほうで、かなりスピードが遅いんじゃないかなという気がしました。それから県が全体の話も先ほど出ましたけれども、その中で休止をしているところを除くと18の施設があると、それも規模の小さいところと、大きいところありますよね。それから1970年代、1980年代とかなり老朽化した焼却炉で、いわばこ

れまでの生活ゴミを処理するというスタイルで市町村はやってきたと思うんです。しかし、これからもし震災が起きたときの処理というのはとても間に合わないだろう、そういうことのリスクが生まれることに対して、県としては、例えば県独自で用地を確保しておくとか、仮の焼却基地を建設するとか、そんなことは全然考えられておられないのか。市町村任せなんですか。

藤川環境整備課長

委員おっしゃったように、現在 18 のごみ焼却処理場がございまして、一方最終処分場につきましては、9 つある状況でございます。このごみ処理施設のいわゆるキャパシティの問題でございますけれども、昨年、廃棄物処理計画というのをつくりまして、長期的なビジョンに立って、ゴミ処理をどうしていくかということで検討を進めておりまして、また今後、徳島県におけるゴミの量、リサイクルの状況に合わせて、また市町村とも相談をしながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

松崎委員

震災の関係で三連動にかかわる特措法をつくってほしいという要望が県から出されておると思うんですけど、市町村は一般廃棄物、生活の廃棄物を処理するために地元の皆さんから怒られながら、それ以上確保してきているんですよ。しかし震災になると、三連動、東南海地震を伴う震災瓦れきの処理体制というのを別に考えなあかんのですよね。そういうことにしないと、市町村に丸投げというか、お任せしますということになると、県市町村一体となって考えなければならない課題だと思いますので、そのことをきちんとお示しいただかないと、東北のはいややけど、徳島で起きたときはどうするのかということをしかり示していただかないと困るなということをお苦言として申し上げておきたいと思えます。

あと一点、これも情報なんですけど、最近、日本型ショックドクトリン計画ということが言われておりまして、いわゆる東北の震災が起きて、災害便乗型新自由主義的地域再編計画と日本語では訳すようなんですけども、瓦れきは、単に瓦れきじゃない、お金の山だというふうなことも言われたり、震災によってビジネスチャンスだともいろいろ言われたり。しかし、その中で災害便乗型で地域のいろんな御意見とかを反映しないような復興計画がつくられている例がだんだんと明らかになっているところもありますので、徳島県は徳島県として、特に環境の場合であれば、震災廃棄物をきちんといろんな実態にあった検討をいただいて、対策を立てていただきたい。このことについては、引き続いて議論したいと思えます。

もう1点。先ほどお配りした説明を忘れていまして、読んでいただいたらおわかりになると思いますが、震災によって発生した、毒であったり、放射性廃棄物以外の瓦れきを使って、命を守る堤防をつくるということ、今東北でも取り組みはされております。徳島の先ほど言いました瓦れき処理について、この視点というのは、ぜひしっかり持っていただきたいなということと、こういう方法もあるんだということで、今後の検討素材にいただければなということです。

藤田委員

二、三ちょっとお伺いをさせていただきたいと思えますが、付託特別委員会ですので、付託から若干逸脱することがあるかもわかりませんが、そのときには、御答弁ができない場合は結構ですので、答えられる範

困ってほしいと思いますので、まず先にお願いをしておきたいと思います。

まず、先ほど来ずっと出ておりました、再生可能エネルギー特措法。23年の震災後、自然エネルギーということで、今年度7月1日から、買取法が施行される、こうすることで、自然エネルギーの話が先ほど来いろんな形で進んで協議されているわけなんです。

まず、この再生エネルギーを、本議会でも、竹内議員のほうから小松島のほうにどうですかということが出たわけですが、そして、沖洲、それから空港を適地として、きょうは環境部の皆さんがお見えですが、SBエナジーですか、それから企業局、それからもう1社、3社ぐらいが候補となって、県有地域はまず使えるところをやっていくと、こういう話が来ておるのですが。いろいろ議論はあると思いますが、まず今の再生エネルギー法の駆け込みっていうのではないですが、需要に対しての企業家の進出というのは、問題があるにしろたってもやることはやるんだろうと、こういう気持ちでおるんですが。もしわかるんでしたら、SBエナジーさんとか、企業局の、いつごろから建設に入るのか、その辺わかりましたら、お知らせいただきたい。わかりませんか。

元木運輸政策課長

メガソーラーに関して、港湾について、マリニピアと赤石ということで、今それぞれ準備が進められておりますが、ただいま、事業者におきまして、電気事業法とか四国電力との系統連系協議などそれぞれ手続が進められておまして、まだ協議段階でございます。近いうちに、申請が出て、追って現地着手することになっておまして、今の時点では、まだ着手に至っていないというような現状でございます。

藤田委員

いろいろな手続があるのかもわかりませんが、各県、競争の時代といいますか、SBさんにしても、私どもの県以外でも、いろんなことをやって、もう稼働に入ったところもあるかも知れません。どうせやるならやっぱり早目に、お互いに連絡し合いながら、特に企業局なんかはやるのかどうかということ、いつごろやれるのか、やっぱり県民の周知のためにも必要かなと思いますので、いろいろと御配慮をいただいたらありがたいと思います。

その中で、家庭用の、要するにメガソーラーでなくて、先ほどもいろんな質問がありましたが、家庭電力、家庭の太陽光、一般の家庭用の、これもやっぱり買い取りの単価に合うのですか。今、現行、私何ぼぐらいかよくわからないのですが、今の現行が何ぼぐらいで、メガソーラーは42円ですか。家庭もそういう形に入るのであるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

島尾自然エネルギー推進担当室長

家庭用と言いますか、10キロワット未満の太陽光発電についての買取制度でございますけれども、これにつきましても7月からの、余剰の電力の買取制度ということで、従来ある制度が引き続き継続されるということでございます。買取価格は税込みで42円ということになってございます。以上です。

(「今、何ぼですか」と言う者あり)

今も 42 円でございます。

(「7月1日から 42 円であって、その前はもっと安いと違います」と言う者あり)

島尾自然エネルギー推進担当室長

住宅用の太陽光発電につきまして、10 キロ未満の太陽光発電につきましては、42 円となっているところでございます。事業用につきましては、40 円プラス税というような形となっているところでございます。

藤田委員

ということは、今の一般家庭用は、今度の買取法案の先取りみたいな形で、42 円で買っていたいておることですね。そうすると、企業家が出てきたときには、当然採算ベースというのがあって、現実に今の原子力から、そして原子力の今の稼働状況の悪い、大飯が今度やるかどうかとやっていますが、火力発電にしたって、電力の製造単価というのは非常に上がってくるわけですね。

そうすると、今度メガソーラーにこれが移管して、それが 42 円という形になると、一般家庭にはシミュレーションで 7,000 円のところが幾らかとかこういう試算ができますが、環境部としては、企業に与える付加の価値というのか、当然電気代は上がってくるわけですね。必ず転嫁される。というのは、新エネルギー法案の中には、多分、消費電力に転嫁をして構いませんと、こういう法律になって、電力利用者のほうへ転嫁する。当然生産コストが高くなるのですから、電気料金というのは完全に上がってくるだろうなと。そうすると、一般家庭ではメディアなどが試算していますが、企業とかそういうものには、部局としては、どのぐらい影響があるという見積もりというか、感じを持っておられるか、わかれば教えていただきたい。

島尾自然エネルギー推進担当室長

現在、家庭等への負担ということで、国の委員会、あるいは資源エネルギー庁のほうにおいて、算定をされてございますが、県内の企業を含めました、事業者を含めました試算につきましては、私ども数値を持ってございません。

現在の買取制度につきましてでございますが、委員のほうからもお話がございましたように、この再生可能エネルギー特別措置法につきましては、太陽光、風力、水力など、再生可能エネルギー源によりまして発電された電気について、電気事業者には正当な理由がない限り、買取義務を課しているところでございます。

一方、電気事業者には、買い取りに要した費用に充てるため、電気利用者に、電気料金とあわせて付加金、いわゆるサーチャージという形で請求することが認められてございます。

家庭への電気の影響ということで、4月27日に、政府の調達価格等算定委員会が試算を示しております。それによりますと、平成24年度の標準家庭、月額電気料金7,000円、月300キロワットアワーを使用する家庭の1カ月当たりのサーチャージについて、おおむね70円から100円程度になるという試算が示されたところでございます。

なお、平成25年度以降の推移につきましては、政府の調達価格等算定委員会におきましても、家庭からの調達価格の推移がわからない状況で見通すことが困難とされているところでございます。

その後、去る6月18日に、買取価格が正式に決定されたところでございますが、その際、資源エネルギー

庁の発表では、平成24年度の付加金額が、キロワットアワー当たり、0.22円と示されてございまして、300キロワット時を月に使用いたします標準家庭におきましては、66円になるという形でございまして、これに先ほど従来からの太陽光の余剰電力の買取制度の付加金額39円とあわせまして、四国電力管内では、月105円のサーチャージ額になると算定されたところでございます。以上でございます。

藤田委員

四国電力さん、私どもが住んでいる管内というのは、企業、工業地帯ではなくて、一般家庭のほうが電力消費が多い、工業県に比べてね。だから、日本全体の大きな話で言えば、なかなかメガソーラーの自然エネルギーで、企業を含めた国民生活が安定的にできるかと言えば、やっぱり相当単価を上げなければもたない。それから、容量も、メガソーラーで本当に原発の代がえとしてのものができるかというのは、大きな疑問、私だけでなく、たくさんの皆さんが持っているのではないかと。

石油、火力で、火力発電で補っている、私ども、栃木県に視察に行ったときに、福島原発が今火力で補って、その県で何とか電力消費ができています。ただ、環境の中の付加価値は、やっぱりCO2の排出が相当になってきて、今のトーンとしては、非常に残念な結果となるのではないかなと。それよりは、電力移管のとき、はっきり言って、今みたいなわかに飛び出したとは言わんですけど、原子力のときには、発電所をやったときには、平和利用ということでもろ手を挙げて原子力、原子力と言いながら、一たん事故が起こったら本当に安全性というのはどこに行っても、安全な神話はどこにおるのかなという、今国のただ中ではないかと。先ほど瓦れきの話にも出ておりましたが。

要するに、放射能の数値というのは、それが無いのにこしたことはないが、どうしても国民生活の上では、緩やかな変革をせんと、急に自然エネルギーに移行していくというのは非常に難しいのではないかという気がするんですね。だから、そういう意味では、この自然エネルギーが、今後生産の電力のワット数がふえるというんですね。徳島県も当然、企業局サイドでやるのも1つの手でしょうけど、やっぱり民間の活力をどう導入するかと、多分企業ですから、採算も売電と発電がどうなるかという話もありますけれども。

徳島県もこの自然エネルギー立県とくしま推進戦略というのを、エネルギーの再生エネルギーの候補地として打ち上げていく。それで、今のところ17カ所ぐらい候補地を出してますね。やはり、利用価値というのですか、効果のよいところ、そういうのが本当に皆さんが調べて、自信を持ってこの17カ所出しておられるのか、そういう調査はしておられるのかどうかをお伺いをしたいのですが。

島尾自然エネルギー推進担当室長

メガソーラーの候補地等の関係でございましてけれども。昨年度からこの再生エネルギーの特別措置法ができる前後から、庁内組織でありますとか、市町村のほうに照会もさせていただきまして、そういった中で候補地として挙げさせていただいておるところでございまして。私ども、候補地として公表するに当たりましては、現地のほうにも参っております、日照時間とか、送電線への距離でありますとかも調べておるところでございます。

藤田委員

利便性は、お互いに候補地の中に、選ぶ側の人はあるのですが、日照時間とか、年間の発電量という

のは、私も実は家庭用はつけておるんですけど、冬場と夏場とでやっぱり相当違うんですね、発電量が。だからメガソーラーにしたって、やはりその適地というのは、日照時間とか平均温度とか、それによって相当発電の差が出てくるのではないかなと。徳島県が、こうしてこれから企業に出てきてもらうとき、やはりそれなりのデータはそろえて推奨できるような形にせんと、私の地元でまことに申しわけない話ですが、例えば、木屋平の太合あたりで、日照時間は本当にあるのかなと。地元ですけどね。やはり企業採算というのは、合うようなものでないと、企業は出てきてくれない。

例えば、山間部とか、その日照時間とか温度差というのはまずある。それから例えば、この間も徳新かどこかに載ってありましたけれども、三連動の津波が来るってときに、海岸線にメガソーラーを設置した場合に、その津波対策というのは、どう考えておられるのかな。これは企業局のことになるかもわかりませんが、環境総局で、これから指導もしたりするとき、そういうような問題点っていうのはどうお考えになっているのかお知らせいただきたい。

岡委員長

小休します。(14時02分)

岡委員長

再開します。(14時02分)

元木運輸政策課長

港湾に関連する用地でメガソーラーを誘致したところございまして、津波の高さということでございます。

港湾用地につきましては、それぞれ空港にしましてもTP3メートル、赤石についてもTP3.5メートル、マリニピアなど沿岸部の中では比較的高い部分にございます。それ以外に防潮施設もできておりまして、従来の津波想定でありましたら十分に浸水しないという、この前の暫定津波浸水予測結果も出ておるところでございます。誘致させていただいたところは、津波のリスクは低いとはいえ、やはり、津波については、どういものが起こるかはわかりません。内閣府の検討している津波想定は非常に高くなるおそれもございまして、それぞれ、その事業リスクも判断されて進出していただいたのだらうと考えております。

藤田委員

素人ですから、よくわからないのですけれども。いろいろ視察に行くと、やっぱり海岸淵の塩害、塩ですね。それから、そういう特に今三連動の津波対策、これはもう大変な20メートル級のが来ると、20メートル高くしておくのかな、そうするとまず大丈夫ですけど、そういうことになるのかなという気がするのですが。

やっぱり候補地を選定して選ぶ、業者にお願いというか、候補地を売り込むときは、そういうこともやっぱり考えた中で、最適地というのはどの辺なのかなと。例えば、南が遠いからやっぱり私どものほうで考えたら、吉野川の北側、それから南部のほう、そういうところは気候も温暖ですし、電力の付加価値が高まるのではないかとこともありますので。ぜひ適地をつくるときには一報をさせていただいて、本当にすばらしい企業に、すばらしい電力を供給する会社が来ていただけるように、老婆心ですがお願いしておきたいなと、こういう気

持ちでいっぱいです。

あと、今の話と逆になるかも知れませんが、先ほど来の話のとおり、瓦れきもそうですが、やっぱり風評被害というのが原子力に対してあるんですね。原子力、日本は被曝国ですから、被曝の怖さも知っておりますが、ただそれによって、原子力発電というのが、本当に悪になるのかなと、私は逆にそういう気がしているんです。

電力会社も、トータル的な企業の育成、国の繁栄のエネルギーの政策のときに、やっぱり優しい電力も要るんでしょうけど、需要自体は賄い切れなない。だから今の民主党さんでさえ、大飯の件を蒸し返している。これはやっぱり、四国電力さんとも話したことがあるのですが、電力会社は自分のもうけでなくて、国全体の中での、今のエネルギー政策の中で、原子力の利用しなきゃ、国の今の政策がもたないと、多分そう考えておられる方もたくさんいると思うわけなんですけど、こういう問題に関して、今、再稼働を徐々にやっていこうと、こういう話も出ているわけなんですけど。例えば、徳島県、私ども伊方に原子力発電所があるのですが、あそこには私も行ったことがあるのですが、非常に高台にある。津波の心配はないだろうと、高さからいってね。そうすると、中央断層とか今出てますけれども、多分技術的に言ったら、津波で福島もやられたんであって、あの原子炉は相当耐震性とか、いろんな日本の技術の中で自信を持って薦められるもんじゃないかと思うんですが。そういうような、電力会社との環境部として、いろんな申し込みもしておられるんでしょうけど、原子力の発電に対して、やはり緩やかな変革をさせて意見を申し込まないと、経済がもたない。そういう面に関しては、部局はどういう感覚を持っておられるのかなと。抱負というのですか、お考えを聞かせていただいたら、ありがたい。

市原環境首都課長

原子力発電を含めまして、今後のエネルギーのあり方に関する御質問をいただきました。

自然エネルギーにつきましては、現在国のほうでも、風力、太陽光等を合わせましても、1%程度ということで、これまでの枯渇型のエネルギーから自然エネルギーへという流れの中で、県としても普及を図っていかねばならないと考えております。

一方で、これからのエネルギーを考える中で、自然エネルギーですと、安定的な供給が必要な場合にどうかとか、それから、先ほど来委員もおっしゃっておられますコストの問題とかのいろんな課題もございます。今後の国のエネルギー、徳島も含めました四国のエネルギーを考える中で、どういうふうなエネルギーをどの程度高めていくのか、エネルギーのバランスのあり方が非常に重要になってくるのではないかと考えてございます。

四国電力のほうと、県のほうとの情報交換、そういった意味での情報交換でございますけれども、これまで節電を担当する中で、県といたしましても、四国電力のほうに安定的な供給を今後ともお願いしたいというふうな要望を重ねておるところでございます。

また、いろんな原子力の発電所の安全性、そういった面からの情報交換につきましては、危機管理部のほうにおきまして、四国電力との原子力発電所に関する意見交換会、こういう会を持ちまして、これまでも4回ほど、意見交換をしているところでございます。そういった意見交換の中で、例えば、こういう伊方発電所3号機の安全性に関する総合評価、ストレステストの1次評価ではございますが、そういった資料も御説明いた

だいて、いろいろ情報交換なり、意見を交換しているところでございます。

県民環境部といたしましても、同じく危機管理部が事務局をしておりますけれども、庁内組織のほうで、原子力災害対策企画員室、こういった庁内組織ができてございますので、こちらのほうに私のほうも参加いたしまして、そういった中で、節電、それから省エネによるライフスタイルの転換、そういった部分も含めまして、意見交換をさせていただいておるという状況でございます。以上でございます。

藤田委員

先ほど来の風評被害の話がこういうところに起因してくるのかなという気がするんですが、今の政府を罵倒するわけではありませんが、やっぱり非常に発信が悪い、政策の対応の仕方が非常に悪くて、安全基準とかいろんなものが全部だめ、オールオアナッシングというのですか、上か下かのこういう議論がまかり通った中で、瓦れきの処理もそうなんですよね。やりたい、全国だれだって助けてあげたい。けれども、その責任者になってくると、安全性が問われなかったら、なかなか踏み込めない。

これなどやっぱり的確な処理ができなかったから踏み込めない。だから、今度の原発の問題でも、やはり耐用年数が古いものから廃炉にするとか、いろいろあると思うのですが、そういう情報は、お互いに電力会社とも綿密にやらんと、これはひいては県民に全部負荷される問題ですからね。安全性と整合性を取りながら、全部ゼロがよいでしょうけど、やっぱりそれは今のエネルギー政策の中で無理だと。だから、その間のことはどうするのだということも、十分環境部としてもお話をさせていただいたり、県民に情報発信して、さっきの瓦れきの処理じゃないですけども、安全はどこまで安全か。それで、そういう基準を、それこそ福島島の提言じゃないですけども、十分認識して、私どもにもいろいろと資料を提供していただく中で、やはり根本的な経済活動とか、人の生活の変革が急激に起こらないように、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

最後にもう一点、先ほどのメガソーラーの件ですが、この推進戦略の推進補助金制度、これはこれからも存続させるのですか、それとも、これはどうなるのですか、お答えください。

島尾自然エネルギー推進担当室長

自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金についての御質問でございます。

この補助金につきましては、自然エネルギーへの期待が高まる中、太陽光、風力、小水力など、自然エネルギーの宝庫であります本県の特性を生かし、地域の活性化を図るとともに、エネルギーの地産地消を推進していく必要があるということで、今年度から創設したところでございます。

この補助金によりまして、メガソーラーを初めとする自然エネルギー発電施設の立地が促進されることによりまして、新たな固定価格買取制度を活用したモデルとして自然エネルギーの普及拡大、地域資源を生かしたエネルギーの地産地消の推進などにつながるため、事業の推進につながるものと考えているところでございまして、今年度予算額といたしましては、2億円を計上させていただいているところでございます。

来年度以降、今後のことにつきましては、財政当局等との話になってくるとは思いますが、環境部局としましては、引き続き継続していただきたいと要望してまいりたいと考えております。

藤田委員

補助金制度というのはどうかわかりませんが、環境整備をやって、お互い企業ですから、本来は、私的な企業は自分のところで自分の利益を生み出すというのが、本当言えば、私は経済の鉄則でないかと思えます。初め、呼び水に使うときの補助金というのがあるかも知れませんが、やっぱりインフラをきちんとして、そういう企業が来やすいような環境づくりと、資料さえ提供したら、後は企業努力でやってもらう、私は、筋道はそうでないかなという気がしているんです。

他県で、いろんな自然エネルギーの導入にいろいろ聞いてみましても、補助金を出している県は非常に少ないと思います。調べといてください。それは徳島の今の立場の中で、呼び水的にお使いになられたりするの、それはそれでいいかなと。ただ、これから企業がどんどん出てくるときに、それでは全部に出していくかといったら、非常に難しい問題が起こるのではないかと。だから、そのために、来やすい環境とデータ、お金つぎ込んでも、堂々と来てもらえるような資料作成とか、その環境づくりにお金を使っただいて、それで一般企業が来やすくなるような、そういうような政策をお願いしたいと思うのですが、部長、どうですか、最後に。

妹尾県民環境部長

自然エネルギー立県とくしまの推進を進めている中で、委員から御意見をいただいたと思います。

今回の推進事業補助金につきましては、おっしゃったような呼び水という意味も十分あったかと思えます。と申しますのは、全国的に、この国の制度、買取制度ができるということを受けて、誘致をされる都道府県もたくさんございました。その中であって、徳島としても、自然エネルギーの推進というのをやっていこうということですので、そういった意味で、今年度、その補助金を使いまして、一生懸命取り組んでいきたいと思えます。また、その結果、状況に応じまして、引き続き部内、庁内でも、補助金とか、支援のあり方について検討してまいりたいと思えます。

岡委員長

ほかに、質疑はございませんか。

それでは以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察ついてですが、日程につきましては、8月7日から9日までの3日間で、視察箇所につきましては、九州方面の環境施策に係る先進的な事例について調査を実施したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

なお、詳細の日程案につきましては、視察先の方の了承が得られ次第お示しさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時18分)